

【任意継続被保険者に加入される方へ】

任意継続被保険者に加入するにあたり、下記事項を十分ご理解のうえ、手続きをされますようお願い致します。

言 己

1. 任意継続とは

本人の希望により退職後引き続き2年間は個人で健康保険の被保険者（任意継続被保険者）となることができる制度です。

2. 加入の条件

- ① 健康保険の被保険者期間が、退職日（資格喪失日の前日）まで継続して2ヶ月以上ある。
- ② 退職日の翌日（資格喪失日）から **20日以内**に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を健康保険組合に提出。（厳守）

3. 加入期間

退職日の翌日から2年間を限度とします。

4. 保険証

お手元のマイナ保険証にて、そのままご利用いただけます。

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を発行いたします。

5. 資格の喪失

- ① 加入期間が満了した時
- ② 就職して新たに社会保険に加入した時（要連絡）
- ③ 被保険者が死亡した時（要連絡）
- ④ 納付期限までに保険料を納付しない時（要連絡）
- ⑤ 任意継続でなくなることを希望する時（要連絡）

5. 保険料

退職時の標準報酬月額により保険料を負担いただきますが、事業主負担がなくなりますので、退職時の給与より控除されている額とは異なります。

ただし、健保組合における **標準報酬月額の平均**した額より高い場合は、平均標準報酬月額に保険料率を乗じた額になります。

* 平均標準報酬月額は、毎年4月1日に見直されます。

令和7年度の平均標準報酬月額は、410,000円ですので、保険料の上限は健康保険料が、34,850円（保険料率：85／1000）、介護保険料（40才～64才までの人）が6,765円（介護保険料率16.5／1000）です。

※ 保険料が変更になる場合は事前に通知します。

6. 保険料納付方法及び納付期限

※銀行引き落としはできません

【退職後初めて任意継続に加入される方】

(1) 「単月払い」を希望する場合

支払サイクル	対象期間	単月納付期限
毎月	当月1日～当月末日	当月10日

※資格取得月の納付期限は健康保険組合が指定する日

※納付期限の10日が休日・祝祭日の場合は翌営業日

(2) 「半期毎払いの前納」(若干の割引あり)を希望する場合

資格取得月	前納期間	前納納付期限
① 3月～7月	資格取得月の翌月～9月分、 10月～翌年3月分	資格取得月の月末
② 8月	9月分、10月～翌年3月分	
③ 9月～翌年1月	資格取得月の翌月～翌年3月分	
④ 翌年2月	翌年3月分	

※資格取得月の納付期限は健康保険組合が指定する日(資格取得月は単月払い)

※前納納付期限の末日が休日・祝祭日の場合は翌営業日

(3) 「年払いの前納」(若干の割引あり)を希望する場合

資格取得月	前納期間	前納納付期限
① 3月～翌年1月	資格取得月の翌月～翌年3月分	資格取得月の月末
② 翌年2月	翌年3月分	

※資格取得月の納付期限は健康保険組合が指定する日(資格取得月は単月払い)

※前納納付期限の末日が休日・祝祭日の場合は翌営業日

【既に任意継続になっている方】が「半期払い又は年払いの前納を希望される場合」

支払サイクル	対象期間	納付期限
半期毎払い	4月分～9月分、10月分～翌年3月分	3月末日、9月末日
年払い	4月分～翌年3月分	3月末日

※前納納付期限の末日が休日・祝祭日の場合は翌営業日

振込手数料はご本人負担となります。(インターネットバンキング・ATM振込みも可)
納付書は年度単位で発行します。

(照会先) 三菱UFJニコス健康保険組合

TEL : 03-3815-6216

(R7.5.26)